

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成17年6月30日(2005.6.30)

【公開番号】特開2003-101758(P2003-101758A)

【公開日】平成15年4月4日(2003.4.4)

【出願番号】特願2001-293042(P2001-293042)

【国際特許分類第7版】

H 04 N 1/387

G 03 G 15/36

G 06 T 11/60

【F I】

H 04 N 1/387

G 06 T 11/60 100 C

G 03 G 21/00 382

【手続補正書】

【提出日】平成16年10月19日(2004.10.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

画像情報を蓄積する画像蓄積手段と、

複数ページの画像情報を所定ページ数に集約するためのページ情報を設定する集約ページ情報設定手段と、

画像蓄積手段に蓄積された画像情報から複数の画像ファイルを選択する選択手段と、

集約ページ情報設定手段によって設定されたページ情報に応じて読み取られた画像情報を集約して集約ページを生成する集約ページ生成手段とを有し、

前記集約ページ生成手段は、選択された画像ファイルが異なるか否かに応じて複数ページの画像情報の集約処理を異ならせることを特徴とする画像形成装置。

【請求項2】

前記集約ページ生成手段は、選択手段で選択された画像ファイルが異なるとき、集約ページを同一ページ上に生成することを特徴とする請求項1記載の画像形成装置。

【請求項3】

前記集約ページ生成手段は、選択手段で選択された画像ファイルが異なるとき、集約ページを異なるページ上に生成することを特徴とする請求項1記載の画像形成装置。

【請求項4】

前記選択された画像ファイルが異なるとき、生成される集約ページが同一ページか否かを切り替える手段を有し、前記集約ページ生成手段は、該切り替え手段の結果に応じて集約ページを生成する請求項2又は3記載の画像形成装置。

【請求項5】

複数ページの画像情報を所定ページ数に集約して画像形成を行う画像形成方法であって、記憶装置に蓄積された複数ページの画像情報を所定ページ数に集約するためのページ情報を設定し、設定されたページ情報に応じて読み取られた画像情報を集約して集約ページを生成するとき、選択された画像ファイルが異なるか否かに応じて複数ページの画像情報の集約処理を異ならせることを特徴とする画像形成方法。

【請求項6】

前記ページ情報は、ページ数は n (n は 2 以上の自然数) の画像情報を 1 ページの記録紙上に集約するための情報を含むことを特徴とする請求項 5 記載の画像形成方法。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

【課題を解決するための手段】

本発明の画像形成装置は、画像情報を蓄積する画像蓄積手段と、複数ページの画像情報を所定ページ数に集約するためのページ情報を設定する集約ページ情報設定手段と、画像蓄積手段に蓄積された画像情報をから複数の画像ファイルを選択する選択手段と、集約ページ情報設定手段によって設定されたページ情報に応じて読み取られた画像情報を集約して集約ページを生成する集約ページ生成手段とを有し、前記集約ページ生成手段は、選択された画像ファイルが異なるか否かに応じて複数ページの画像情報の集約処理を異ならせることを特徴とする。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

このように集約ページ情報設定手段により集約すべきページ情報を設定し、この設定に従い集約ページ生成手段が画像蓄積手段からの画像情報を集約し集約ページを生成するとき、選択された画像ファイルが異なるか否かに応じて複数ページの画像情報の集約処理を異ならせて、画像蓄積手段に蓄積された画像情報を再度加工処理してユーザーの目的に応じた集約印刷を行うことができる。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 8】

好ましくは、集約ページ生成手段は、選択された画像ファイルが異なるとき、集約ページを同一ページ上に生成すると良い。また、選択された画像ファイルが異なるとき、集約ページを異なるページ上に生成するようにしても良い。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 9】

また、画像蓄積手段の画像情報をから複数の画像ファイルを選択するようにしたので、ユーザーは適宜集約対象となるべき画像ファイルを容易に選択することが可能となる。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 2】

本発明の画像形成方法は、複数ページの画像情報を所定ページ数に集約して画像形成を行うにあたり、記憶装置に蓄積された複数ページの画像情報を所定ページ数に集約するためのページ情報を設定し、設定されたページ情報に応じて読み取られた画像情報を集約して集約ページを生成するとき、選択された画像ファイルが異なるか否かに応じて複数ページの画像情報の集約処理を異ならせることを特徴とする。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0048

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0048】

【発明の効果】

以上説明したように、本発明によれば、集約ページ情報設定手段により集約すべきページ情報を設定し、この設定に従い集約ページ生成手段が画像蓄積手段からの画像情報を集約して集約ページを生成するとき、選択された画像ファイルが異なるか否かに応じて複数ページの画像情報の集約処理を異ならせて、画像蓄積手段に蓄積された画像情報を再度加工処理してユーザーの目的に応じた集約印刷を行うことができる。